明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二十六　「帯域分割符号化方式」とは、入力信号を三十二の帯域に等分割し、各帯域のエネルギー偏差の減少を利用して情報量の削減を行う方式をいう。

二十七　「ベースバンドヘッダ情報」とは、入力信号形式等に関する情報をいう。

二十八　「フィジカルレイヤヘッダ情報」とは、変調方式等に関する情報をいう。

二十九　「画面内予測符号化方式」とは、原信号の符号化対象画素とその近傍画素との差分値を符号化することにより伝送する情報量を減らす方式をいう。

三十　「整数変換方式」とは、原画像を四画素四方又は八画素四方の単位で整数精度の直交変換により空間周波数成分に変換し、その周波数成分を視覚特性を反映して量子化することにより情報量を減らす方式をいう。

三十一　「エントロピー符号化方式」とは、符号の出現確率をもとに、異なるビット列で表現することにより伝送するビット数を減らす方式をいう。

三十二　「信号点配置情報」とは、伝送に関する変調信号の位相及び振幅についての情報をいう。

（多重化）

第三条　符号化された映像信号、音声信号、データ信号及びメタデータ信号並びに関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）及び放送番組に関する権利を示す情報（以下「符号化信号」という。）は、次の各号により伝送するものとする。

一　符号化信号は、パケットにより多重するものとする。

二　符号化信号は、任意の長さでグループ化し、その構成は、別表第一号に示すＰＥＳパケット及びセクション形式によるものとする。

三　ＰＥＳパケット又はセクション形式による情報は、別表第二号に示すＴＳパケットにより伝送する。

2　符号化信号のうちＴＳパケットにより伝送するものの伝送制御は、次の各号に定める伝送制御信号により行うものとする。

一　放送番組に関するＰＭＴを伝送するＴＳパケットのパケット識別子を指定するＰＡＴ

二　放送番組を構成する符号化信号（関連情報を除く。）を伝送するＴＳパケットのパケット識別子及び関連情報のうち総務大臣が別に告示で定める共通情報を伝送するＴＳパケットのパケット識別子を指定するＰＭＴ

三　関連情報のうち総務大臣が別に告示で定める個別情報を伝送するＴＳパケットのパケット識別子を指定するＣＡＴ

四　変調周波数その他伝送路の情報と放送番組を関連付ける情報を伝送するＮＩＴ

五　伝送路上における放送番組の配列を示す番組配列情報

3　前項に規定する伝送制御信号の構成は、セクション形式によるものとする。

4　ＰＥＳパケット、セクション形式及びＴＳパケットの送出手順並びに伝送制御信号及び別表第三号に示す各識別子の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（情報源符号化）

第四条　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの符号化は、動き補償予測符号化方式、離散コサイン変換方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものとし、映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2　映像信号のうちセクション形式によるものの送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

第五条　音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの符号化は、時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものとし、音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2　音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

第六条　データ信号及びメタデータ信号の符号化方式及び送出手順について総務大臣が別に告示で定める場合は、それに従うものとする。

（音声信号）

第七条　音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの標本化周波数は、三二kHz、四四・一kHz又は四八kHzとする。

2　ＰＥＳパケットによる音声信号のうちステレオホニック信号を構成する場合にあっては、各音声信号の標本化の時刻は、同一時刻であることとする。

3　音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの入力量子化ビット数は、十六ビット以上とする。

4　音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、五チャンネル及び低域を強調する一チャンネルとする。

（スクランブル等）

第八条　スクランブルの方式は、次の各号に掲げるもののいずれかでなければならない。

一　スクランブルの範囲をＴＳパケット（伝送制御信号及び関連情報を送るためのものを除く。）のペイロード部とするものであって、総務大臣が別に告示するもの

二　スクランブルの対象をセクション形式の信号に限るものであって、総務大臣が別に告示するもの

第二章　地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送

（適用の範囲）

第九条　この章の規定は、地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行うための実用化試験局を含む。以下同じ。）を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送に適用があるものとする。

（周波数帯幅等）

第十条　使用する周波数帯幅は、別表第四号に示すとおりとする。

2　搬送波の周波数は、周波数帯幅の中央の周波数とする。

（搬送波の変調等）

第十一条　搬送波を変調する信号は、それぞれ次の各号に定めるシンボルから成る一個のＯＦＤＭセグメント（以下「一セグメント形式のＯＦＤＭフレーム」という。）、三個のＯＦＤＭセグメント（以下「三セグメント形式のＯＦＤＭフレーム」という。）又は一セグメント形式のＯＦＤＭフレーム若しくは三セグメント形式のＯＦＤＭフレームを連結したもの（以下この章及び別表第八号において「連結したＯＦＤＭフレーム」という。）を逆高速フーリエ変換し、別表第五号に示すガードインターバルの付加を行った信号とし、別表第六号に掲げる方程式によるものとする。

一　伝送主シンボル

二　ＴＭＣＣシンボル（ＴＭＣＣ信号（ＴＭＣＣシンボルのための復調基準信号、同期信号、セグメント形式識別信号及びＴＭＣＣ情報を誤り訂正符号化した信号により構成される信号をいう。以下この章及び第三章において同じ。）から生成されるシンボルをいう。以下同じ。）

三　ＳＰシンボル

四　ＣＰシンボル

五　ＡＣシンボル

2　ＯＦＤＭセグメントにおける伝送主シンボル、ＳＰシンボル及びＣＰシンボルの配置は、別表第七号に示すとおりとし、ＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。